

# 公 示

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号の規定に基づく「運行系統に関する時間帯の指定」を下記のとおり公示する。

平成14年 1月18日

中部運輸局長 津野田 元直

## 記

1

運行系統名	愛知陸運支局管内（名古屋市域に限る。）を包括した指定とする。			
平日	8時台 ～ 10時台	11時台 ～ 15時台	16時台 ～ 18時台	19時台 ～ 翌日7時台
土曜日	8時台 ～ 10時台	11時台 ～ 14時台	15時台 ～ 17時台	18時台 ～ 翌日7時台
休日	7時台 ～ 19時台	20時台 ～ 翌日6時台		

- 注) 1. 運行系統ごとの発車時刻による  
 2. 当該地域に当該運行系統のキロ程の50%以上存在する場合を含む。

2

運行系統名	愛知陸運支局管内（名古屋市域を除く。）を包括した指定とする。			
平日	7時台 ～ 9時台	10時台 ～ 15時台	16時台 ～ 19時台	20時台 ～ 翌日6時台
土曜日	7時台 ～ 8時台	9時台 ～ 16時台	17時台 ～ 19時台	20時台 ～ 翌日6時台
休日	7時台 ～ 20時台	21時台 ～ 翌日6時台		

- 注) 1. 運行系統ごとの発車時刻による  
2. 当該地域に当該運行系統のキロ程の50%以上存在する場合を含む。

3

運行系統名	静岡陸運支局管内を包括した指定とする。			
平日	7時台 ～ 9時台	10時台 ～ 15時台	16時台 ～ 18時台	19時台 ～ 翌日6時台
土曜日	7時台 ～ 18時台	19時台 ～ 翌日6時台		
休日	7時台 ～ 18時台	19時台 ～ 翌日6時台		

- 注) 1. 運行系統ごとの発車時刻による  
2. 当該地域に当該運行系統のキロ程の50%以上存在する場合を含む。

4

運行系統名	岐阜陸運支局及び三重陸運支局管内を包括した指定とする。			
平日	6時台 ～ 8時台	9時台 ～ 15時台	16時台 ～ 19時台	20時台 ～ 翌日5時台
土曜日	7時台 ～ 8時台	9時台 ～ 15時台	16時台 ～ 18時台	19時台 ～ 翌日6時台
休日	7時台 ～ 19時台	20時台 ～ 翌日6時台		

- 注) 1. 運行系統ごとの発車時刻による  
2. 当該地域に当該運行系統のキロ程の50%以上存在する場合を含む。

5

運行系統名	福井陸運支局管内を包括した指定とする。			
平日	7時台 ～ 8時台	9時台 ～ 15時台	16時台 ～ 18時台	19時台 ～ 翌日6時台
土曜日	7時台 ～ 19時台	20時台 ～ 翌日6時台		
休日	7時台 ～ 19時台	20時台 ～ 翌日6時台		

- 注) 1. 運行系統ごとの発車時刻による  
2. 当該地域に当該運行系統のキロ程の50%以上存在する場合を含む。

6

運行系統名	石川陸運支局管内を包括した指定とする。			
平日	7時台	8時台 ～ 15時台	16時台 ～ 19時台	20時台 ～ 翌日6時台
土曜日	7時台 ～ 19時台	20時台 ～ 翌日6時台		
休日	7時台 ～ 19時台	20時台 ～ 翌日6時台		

- 注) 1. 運行系統ごとの発車時刻による  
 2. 当該地域に当該運行系統のキロ程の50%以上存在する場合を含む。

7

運行系統名	富山陸運支局管内を包括した指定とする。			
平日	7時台	8時台 ～ 16時台	17時台 ～ 18時台	19時台 ～ 翌日6時台
土曜日	7時台 ～ 19時台	20時台 ～ 翌日6時台		
休日	7時台 ～ 19時台	20時台 ～ 翌日6時台		

- 注) 1. 運行系統ごとの発車時刻による  
 2. 当該地域に当該運行系統のキロ程の50%以上存在する場合を含む。

附則

この公示は、平成14年2月1日から適用する。